

2020年3月19日

株式会社サンクゼール  
代表取締役社長 久世 良太

## 公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、当社は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」とする。）に基づく勧告を受けました。

これは、当社が該当の下請事業者に対し、納品責任を負うべき場所を物流センターと指定した食料品等について、従前、当該物流センターの運営等に係る費用を徴収することなく納品していただいておりますところ、2015年12月以降において下請代金の単価改定の機会及び物流センターに納品せず当社各店舗等に直接納品するか否かの選択の機会を持つことなく、前記費用の一部を「センターフィー」として受領したことが、下請法第4条第1項第3号（下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反すると判断されたものです。本日の勧告においては、2017年12月から2019年7月までの期間の一部取引を対象とし、減額に相当するとされた金額は37,254,503円です。

当社といたしましては、これまで下請事業者との取引にあたっては、下請法を遵守すべく慎重且つ丁寧な対応を心がけて参りましたが、法令の規定に照らして当社の対応が不十分であったものと真摯に受け止めております。本件に関して当社は、該当のお取引先様に対し、減額に相当するとされた金額を全額、すでに返還させていただいております。

当社は、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容を役員及び従業員に周知徹底するとともに、下請法遵守に関する社内研修を実施するなど、引き続きコンプライアンスの強化と再発防止に努めて参ります。お取引先様をはじめ関係者の皆様には大変ご心配とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

以上

### 【お問合せ先】

株式会社サンクゼール

取締役 神田 秀仁

電話番号：026-219-3902

受付時間：10:00～17:00（平日のみ）